

議案第75号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、市議会議員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成7年あきる野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の237.5」に改める。

第2条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に、「100分の237.5」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。